

新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

川島桶川資源循環組合

目次

1 趣旨	1
2 公募に関する事項	1
2.1 公募概要.....	1
2.2 参加資格.....	1
2.3 スケジュール.....	3
2.4 公募手続.....	3
3 留意事項	5
3.1 応募にあたっての留意事項.....	5
3.2 使用する計量単位、通貨単位及び時刻	6
3.3 情報の公開.....	6
3.4 提出書類の取扱い.....	6
3.5 業務委託契約書.....	6
3.6 契約締結の相手方の公表	6
3.7 その他	6
4 書類の提出及び問い合わせ先.....	7

1 趣旨

本実施要領は、新たなごみ処理施設を整備するにあたり、施設整備基本計画、生活環境影響調査及びPFI等導入可能性調査を実施するため、ごみ処理施設建設に関する豊富な知識や経験、高度な調整能力及び専門的な技術力を必要とすることから、最適な委託契約候補者を特定するための手続きについて必要な事項を定めるものである。

2 公募に関する事項

2.1 公募概要

- (1) 業 務 名：新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託
- (2) 委 託 期 間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 募 集 方 法：組合ホームページへの掲載
- (4) 委託業務内容：新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託仕様書のとおり
- (5) 委託限度額：総額 109,200千円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
令和7年度 66,600千円
令和8年度 42,600千円
※本プロポーザルは、令和7年度当初予算の成立を前提とした準備行為である。従って、予算が否決された場合、委託契約は締結しないものとする。また、参加者が本プロポーザルを実施するために支出した費用は、準備行為を含み一切補償しない。
- (6) 発 注 者：川島桶川資源循環組合
- (7) 選 定 方 法：参加者から提出された提案等について審査を行い、審査委員会が委託契約候補者を特定する公募型プロポーザル方式を採用する。新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザル審査要領により審査し、評価点の最も高い者を委託契約候補者、2番目に高い者を次席者として特定する。

2.2 参加資格

(1) 法人に関すること

公募型プロポーザルに参加できる者は、新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託を効率的かつ効果的に実施できる法人及びその他の団体（以下「法人等」という。）であり、次に掲げる要件を満たす者とする。

また、本業務の実施にあたり業務の一部を委託する場合は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得ることとし、当該協力企業等については、以下のイからキの要件を満たさなければならない。

ア 川島町又は桶川市での指名競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）のうち「建設コンサルタント」に登録されていること。

イ 建設コンサルタント業に関する国土交通大臣による登録を受けていること。なお、登録部門は「廃棄物部門」、「都市計画及び地方計画」及び「建設環境部門」とする。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

- エ 役員に次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者がいないこと。
- （ア） 破産者で復権を得ない者。
 - （イ） 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- オ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者でないこと。
- （ア） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者は除く。
 - （イ） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者。ただし、同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者は除く。
 - （ウ） 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立て（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）がなされた者及びその開始決定がされている者。
- カ 国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していない法人等であること。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である代表者、役員又は使用人を有する法人等並びにそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。
- ク 地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注する、一般廃棄物の焼却処理施設（発電設備を有する、施設規模が70t/日以上のものに限る。）に関するごみ処理施設整備基本計画（以下「同種業務（施設整備基本計画）」という。）を、平成27年度以降に元請けとして受託し、かつ参加表明書提出時点において業務が完了した実績を2件以上有すること。なお、同種業務（施設整備基本計画）には、施設整備基本構想は含まないものとする。
- ケ 地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注する、一般廃棄物の焼却処理施設（発電設備を有する、施設規模が70t/日以上のものに限る。）に関する生活環境影響調査（以下「同種業務（生活環境影響調査）」という。）を、平成27年度以降に元請けとして受託し、かつ参加表明書提出時点において業務が完了した実績を2件以上有すること。なお、同種業務（生活環境影響調査）には、環境影響評価書の作成を含むものとする。また、施設整備基本計画と生活環境影響調査の実績は、同一自治体でなくても可とする。

(2) 配置技術者に関すること

本業務においては、本業務の公表日現在3か月以上の雇用関係にある管理技術者（川島桶川資源循環組合委託契約約款第8条に定める現場責任者を読み替えて扱うものとする。）及び主担当技術者を配置するものとし、要件は次のとおりとする。

ア 管理技術者

技術士（総合技術監理部門 衛生工学 - 廃棄物・資源循環）又は技術士（衛生工学部門 廃棄物・資源循環）のうち、いずれかの資格を有し、前項クに示す同種業務（施設整備基本計画）における担当技術者と同等以上の完了実績を2件以上有すること。

イ 主担当技術者

廃棄物関連施設及び生活環境影響調査の設計・建設に係る技術的知識と、十分な経験を持つ技術者を配置すること。なお、部門ごとに担当技術者を配置することは可とする。

(ア) 廃棄物処理技術者

前項クに示す同種業務（施設整備基本計画）における担当技術者と同等以上の完了実績を2件以上有すること。

(イ) 生活環境影響調査技術者

前項ケに示す同種業務（生活環境影響調査）における担当技術者と同等以上の完了実績を2件以上有すること。

ウ 管理技術者は、主担当技術者を兼ねてはならない。

エ 管理技術者及び主担当技術者は、いずれも平成27年度以降に実績を有する者とする。ただし、参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る。

2.3 スケジュール

- (1) 公 表：令和7年4月7日（月）
- (2) 質 問 書 の 受 付：令和7年4月11日（金）
- (3) 質 問 に 対 す る 回 答：令和7年4月15日（火）
- (4) 参加表明書等の提出：令和7年4月21日（月）
- (5) 参加資格確認結果通知：令和7年4月24日（木）
- (6) 企画提案書等の提出：令和7年5月20日（火）
- (7) プレゼンテーション審査：令和7年5月28日（水）
- (8) 審 査 結 果 の 通 知：令和7年5月下旬（予定）
- (9) 契 約 締 結：令和7年6月上旬（予定）

2.4 公募手続

(1) 公表

ア 公 表 日：令和7年4月7日（月）

イ 公表方法：組合ホームページにて公表する。

URL:<https://kawaoke-kumiai.jp>

(2) 質問書の受付

ア 受付期間：令和7年4月7日（月）～令和7年4月11日（金）15時受信分まで

イ 受付方法：質問書（様式第1号）により、電子メールにより行うものとする。なお、メールの件名は【（貴社名）プロポーザル質問】とすること。

※電話やファックスでの質問は不可とする。

※電子メール受信後、開封確認メールを送付するが、確認メールが届かない場合には、問い合わせ先へ電話で確認すること。

(3) 質問に対する回答

ア 回 答 日：令和7年4月15日（火）

イ 回答方法：組合ホームページにて公表する。なお、質問への回答内容については、本実施要領及び新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託仕様書の追加又は修正事項とする。

※質問を行った事業者名は公表しない。

(4) 参加表明書等の提出

- ア 提出期間：令和7年4月7日（月）～令和7年4月21日（月）
- イ 提出場所：本実施要領の「4 書類の提出及び問い合わせ先」のとおり。
- ウ 提出書類：以下のとおりとする。

提出書類	様式	提出部数	備考
参加表明書	様式第2号	1部	代表者印を押印
参加者概要書（会社概要）	様式第3号	1部	
関連業務実績書	様式第4号	1部	添付書類あり
業務実施体制書	様式第5号	1部	
予定技術者実績書（管理技術者）	様式第6号	各1部	添付書類あり
予定技術者実績書（主担当技術者）			

- エ 提出方法：原則として、事前に連絡のうえ持参による提出（土日祝日を除く9時から17時まで）とする。なお、郵送による場合は提出期限までに必着とし、書留郵便等の配達記録が残る方法での提出とする。
※書類が不足している場合は、受付不可とする。

(5) 参加資格確認結果通知

- ア 通知日：令和7年4月24日（木）
- イ 通知方法：参加者全員に電子メールにて通知する。

(6) 企画提案書等の提出

- ア 提出期間：令和7年4月24日（木）～令和7年5月20日（火）
- イ 提出場所：本実施要領の「4 書類の提出及び問い合わせ先」のとおり。
- ウ 提出書類：以下のとおりとする。

なお、企画提案書の提出部数は、正本1部、副本8部とし、正本には代表者印を押印すること。また、副本は社名やロゴ、電話番号等の提案者が特定される事項は墨入れ表記（■）とする。

提出書類		様式	提出部数	備考	
企画提案書等送付書		様式第8号	1部		
企画提案書	実施体制	様式第9号	正本1部 副本8部	A4サイズ 片面10枚以内	
	実施工程				
	業務提案書				特定テーマ1
					特定テーマ2
	自由テーマ				
見積書		様式第10号	1部		

業務提案書における特定テーマは、以下のとおりとする。

- 特定テーマ1：想定される課題や留意事項、その対応方策について
- 特定テーマ2：業務の実施方針及び実施内容について

- エ 提出方法：原則として、事前に連絡のうえ持参による提出（土日祝日を除く9時から17時まで）とする。なお、郵送による場合は提出期限までに必着とし、書留郵便等

の配達記録が残る方法での提出とする。

※書類が不足している場合は、受付不可とする。

(7) プレゼンテーション審査

ア 実施日：令和7年5月28日（水）

イ 実施場所：川島町役場 大会議室（2階）

ウ 時間：プレゼンテーション（20分以内）及び質疑応答（15分程度）

エ 出席者：4名以内（配置予定の管理技術者、主担当技術者（1名以上）は必ず出席すること。）

オ その他：提出した企画提案書に基づいて説明するものとし、追加資料の持ち込みは認めない。

パソコン及びプロジェクター等の使用を認めるが、それらを用いる場合は、プレゼンテーション実施日の3日前までに連絡すること。

指定時間に遅れた場合は失格とする。

参加者が1者のみであっても審査委員会において審査を行い、委託契約候補者としての適格性について審査を行う。

(8) 審査結果通知

ア 通知時期：令和7年5月下旬

イ 通知方法：提案者全員に電子メールにて通知する。また、委託契約候補者及び次席者について、事業者名及び総合評価点を組合ホームページにて公表する。

ウ その他：審査結果の説明を求める場合、審査結果を通知した日の翌日から起算して5営業日以内に書面（任意様式A4版）にて行うものとし、書面にて回答する。なお、審査の経過及び結果に対する異議申立てには応じない。

(9) 契約の締結

ア 契約締結：委託契約候補者として特定された者と交渉を行う。ただし、契約交渉が不調のときは、次席者と交渉を行う。

イ 契約時期：令和7年6月上旬

ウ 業務内容：新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託仕様書を基本とし、プロポーザルにおける提案内容を反映したものとする。

エ その他：契約手続きに係る詳細については、川島桶川資源循環組合契約規則に従うものとする。

3 留意事項

3.1 応募にあたっての留意事項

(1) 実施要領の承諾

参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 参加者の失格

参加者又は提出された企画提案書の内容が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本実施要領に定める手続を遵守しない場合

イ 参加資格を有していない場合

ウ 応募書類に虚偽の記載をした場合

エ 川島桶川資源循環組合（以下「組合」という。）が提示した委託料の限度額を超える見積

を提出した場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

カ プレゼンテーション審査に参加しない場合

キ その他不正な行為及び不適合事項があったと組合が認めた場合

(3) 業務の一括委託の禁止

本事業を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部について、あらかじめ組合が認めた場合はこの限りではない。

(4) 提出内容の変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更及び書類の追加は認めない。ただし、疑義等があり、組合が補正を求めた場合は、この限りではない。また、提案された内容について、組合が補足書類の提出を求めた場合も同様とする。

(5) 提出資料の取扱い

提出資料の著作権は提案者に帰属するが、審査結果の公表等で必要と認められる場合には、企画提案書等の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、審査の過程において必要な場合に限り、一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。

(6) 費用負担

公募型プロポーザルへの応募に要する費用は、提案者の負担とする。

(7) 辞退

参加表明書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式A 4版）を提出すること。なお、辞退した場合であっても、以後不利益な取扱いはしない。

3.2 使用する計量単位、通貨単位及び時刻

使用する計量単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

3.3 情報の公開

参加者から提出された企画提案書等は、川島桶川資源循環組合情報公開条例に基づく公文書として取り扱うものとし、開示請求があった場合は、参加者が事業を営む上で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、公開の対象とする。

3.4 提出書類の取扱い

提出された書類については、理由の如何に係わらず返却しないものとする。ただし、審査委員会の同意を得た場合はこの限りではない。

3.5 業務委託契約書

契約にあたっては、組合が定めた業務委託契約書を使用する。

3.6 契約締結の相手方の公表

契約締結の相手方については、法人名を組合ホームページで公表する。

3.7 その他

- (1) 実施要領及び仕様書等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には参加者に通知する。
- (2) 組合が提示する資料及び回答書は、実施要領及び仕様書と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (3) 参加表明書等の提出者又は企画提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルを取り止める。

- (4) 配置予定の管理技術者及び主担当技術者は、疾病、死亡、退職など特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できないものとする。なお、やむを得ず変更を行う場合は、変更前と同等以上の技術者であることの下承を組合から得なければならない。

4 書類の提出及び問い合わせ先

川島桶川資源循環組合 施設課

〒350-0131

埼玉県比企郡川島町大字平沼1175 (川島町保健センター2階)

電話番号：049-298-8563

FAX番号：049-298-8565

電子メール：daiyou@kawaoke-kumiai.jp